

診療情報開示のご案内

診療情報開示（以下開示）をご希望の際には、下記を参考にお手続き願います。

1. 開示申請の方法

当院1階受付までお越しいただきお申し出ください。

2. 開示の申請が可能な方

- (1) 患者本人
- (2) 患者本人が同意した法定代理人
- (3) 患者本人が同意した親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、特別縁故者)
- (4) 遺族（審議を要する）

3. 必須書類

- (1) 患者本人が申請者の場合
 - ア 開示申請書
 - イ 身分証明書（運転免許証、パスポート、顔写真付きマイナンバーカード等）
- (2) 患者本人以外が申請者の場合（第2項2から4に掲げる者）
 - ア 開示申請書
 - イ 身分証明書
 - ウ 3ヶ月以内に取得された同意書又は委任状（自由書式 ※当院の書式も用意がございます）
 - エ 3ヶ月以内に取得された当該患者との関係性を証明する書類（戸籍謄本、住民票、登記簿本等）
※ウ及びエとも、原本に限る

4. 開示の範囲

開示申請書を受領した日から遡及して、5年以内に作成されたもの

5. 提供までの流れ

- (1) 第3項に掲げる必要書類を御提出いただいたのち、当施設内で開示可否の審議をします。
- (2) 開示の提供が可能である場合、おおよそ2週間程度で提供いたします（内容量によって多少前後します）。
ご希望の受領日時をお申し出いただき、申請者本人が再度受付までお越しください。
※提供可能時間：9:00から17:00（月～金曜日） 9:00から12:30（土曜日）
- (3) 遠方にお住まいの場合、郵送での対応も可能です。

6. 開示不可とする場合

- (1) 治療効果への悪影響が懸念される場合
- (2) 患者本人以外の権利利益を損なうおそれがある場合
- (3) 患者本人以外からの申請で、患者本人の同意が得られていない場合
- (4) 患者本人以外からの申請で、患者本人の利益に反すると認められる場合
- (5) その他、開示を適当でないと認める相当な理由がある場合

7. 開示にかかる費用（税込）

- (1) 患者本人へ提供の場合
 - ア 申請手数料 3,300円
 - イ 謄写手数料
 - あ 診療記録の謄写（紙）1枚につき 22円
 - い 診療記録の謄写（CD-R） 1100円
- (2) 患者本人以外へ提供の場合
 - ア 申請手数料 3,300円
 - イ 謄写手数料
 - あ 診療記録の謄写（紙）1枚につき 22円
 - い 診療記録の謄写（CD-R） 1100円
- (3) 閲覧 申請手数料に含む。